

仙台市発注工事において配置技術者の雇用要件を緩和する運用を試行します。

平成24年5月
仙台市 契約課
技術管理室

公共工事に専任で配置する技術者(主任技術者又は監理技術者)については、建設工事の適正な施工を確保するため、建設会社との間に3ヶ月以上の雇用関係にあることを求めています。が、仙台市では、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、市内企業の受注機会の拡大や、技術者等の雇用の促進を図るため、配置技術者の雇用関係を次のとおり緩和する措置を試行します。

緩和措置の内容

開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

対象となる工事

東日本大震災に係る災害復旧・復興工事

・条件明示等により雇用関係要件の緩和の対象となる記載がされている工事であること。

対象期間

平成24年6月1日から平成25年3月31日までに入札公告又は指名通知を行う工事において試行します。

緩和にあたっての条件

直接的な雇用関係の確認

- (1) 公共職業安定所(ハローワーク)を通じた新規雇用に限定します。
- (2) 提出資料
 - ・ハローワークが発行する紹介状の写し
 - ・入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類(健康保険, 厚生年金保険資格取得確認, 標準報酬決定通知書等)
- (3) 提出時期
 - ・一般競争入札: 入札参加資格審査時, 指名競争・随意契約: 入札(見積)時

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125
都市整備局技術管理室 電話 022-214-8290